

○ 保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人（平成十七年金融庁告示第五十号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>2 規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。）を行う銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあつては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本銀行</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げるもの</p> <p>ロ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一</p>	<p>保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定める法人は、次に掲げるものとする。</p>

条第十二項第四号に掲げるもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号に掲げるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七條第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項第四号に掲げるもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第十一項第五号に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）

ト 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十條第十一項第五号に掲げるもの（イからへまでに掲げるものを除く。）